

共済組合の事業

共済だよりは
奇数月に
発行します

地方公共団体の職員は、共済組合の組合員となります。

当組合では、組合員とその被扶養者が安心して生活できるよう、短期給付事業(医療保険)、長期給付事業(年金)、福祉事業(保健、貯金、貸付、物資)を行います。

事業を行うため、組合員の給料や6月・12月の期末手当等から短期給付・長期給付・保健事業の掛金などが控除されます。各事業については、共済のしおりや当組合ホームページをご覧ください。

短期給付事業(医療保険)

保健課 ☎028-615-7816

組合員と被扶養者の病気やけが、出産、死亡、休業などの給付を行います。

組合員には、組合員証(健康保険証)が交付されますので、氏名・性別・生年月日等に誤りがないか確認し、裏面に住所を記入してください。

医療機関を受診する際は、組合員証を提示することで自己負担額が3割(70歳未満)となります。

栃木県市町村職員共済組合	本人	令和3年〇月〇日交付
組合員証(組合員)		
記号 899	番号	〇〇〇(枝番)〇〇
氏名	共済 太郎	性別 男
生年月日	平成〇年〇月〇日	
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日	
発行機関所在地	栃木県宇都宮市大通り二丁目3番1号	
保険者番号	32090417	発行番号
名称	栃木県市町村職員共済組合	印 0XXXXX

組合員証に併せて送付したジェネリック医薬品希望シールをご活用ください。

長期給付事業(年金)

年金課 ☎028-615-7817

老齢、障害または遺族年金や民間の企業年金に相当する「退職等年金給付」の給付を全国市町村職員共済組合連合会と共同で行います。

福祉事業

保健:保健課

☎028-615-7816

貯金・貸付・物資:総務課福祉係

☎028-615-7805

組合員や被扶養者の健康の保持増進と福祉の向上を目的に、次の4つの事業を行います。

1 保健事業

組合員と被扶養者の健康の保持増進、保養等を目的としています。

疾病予防関係

- 人間ドック、PET検査助成
- がん検診・婦人科検診助成
- 歯科健康診断
- インフルエンザ助成
- 電話健康相談
- 禁煙サポート助成
- 救急薬品等配付
- 睡眠検査助成

講座関係

- 健康セミナー(疾病予防・メンタルヘルス)
- ライフプランセミナー
- 健康料理教室

図書関係

- 育児指導誌(出産から1年間)
- 生活習慣病予防の健康情報(40歳未満の検査基準値以上の組合員)

特定健康診査・特定保健指導(6ページ参照)

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防を目的に実施しています。

保養関係

- 宿泊施設利用助成
- レジャー施設利用割引
- 冬季レジャー施設利用割引

2 貯金事業 年利1.20%(半年複利)

貯金加入者の積立金を運用し、その運用益を支払利息として還元します。

<積立方法・預入限度額>

- 定例積立…毎月一定額を
給与から控除します。
- 臨時積立…賞与から控除または銀行振込み
より随時積立てできます。
預入限度額は、3,500万円です。

<払戻>

15日・金融機関の未営業日の前営業日に
送金し、払戻金額は1,000円単位です。

<加入方法>

「貯金加入申込書及び印鑑届」を所属所の
共済事務担当課へ提出してください。

3 貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とするときに貸付を行います。

利用資格：組合員期間1年以上となった日から利用できます。

申込期限：毎月5日です。

貸付金：金融機関の未営業日の前営業日に送金します。

償還：貸付金が送金された翌月から給与控除します。

年利
1.26%

貸付種類

普通・住宅・医療・入学・
修学・結婚・葬祭など

4 物資事業

当組合が契約している指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を購入する際、購入代金の立替えが受けられます。また、引受会社と団体契約をし、万が一の場合に備えた保険も取扱います。

立替事業

立替
利率

自動車物資 年1.0%
一般物資 無利子

組合員の資格を取得した日から利用できます。

指定店から自動車等を購入した場合、当組合
が立替えをし、利用者は立替えした翌月より給与
から控除して償還します。

また、一部の指定店では、「組合員証」を提示
することで割引を受けられます。

遺族付加年金“きずな”

[引受会社：明治安田生命]

万が一(死亡・高度障害)の保障から病気やケ
ガによる入院(新型コロナウイルス感染症による自
宅療養も対象)・手術・長期休暇等の保障が受け
られます。

毎年5月下旬～8月上旬にかけて募集をします。
パンフレットに自分で保険を組立てるシミュレー
ションシートを折り込んでいますので、ぜひご活
用ください。

介護・認知症サポートプラン [引受会社：損害保険ジャパン]

全組合員を対象とする保険を10月から11月に募集予定です。詳細は10ページをご覧ください。

移動の保険UGOKU [引受会社：損害保険ジャパン]

栃木県では、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務化されます。

支払内容：相手のケガ・モノの賠償、自分のケガの治療、自転車の運搬費、
帰りのタクシー代、万が一の時の弁護士相談費用など

右記2次元コードまたは当組合ホームページからいつでも申込みができ、
保険料はクレジット決済による引落としになります。

取扱代理店：株式会社栃木共済サービス ☎028-688-8711

宇都宮市大通り2-3-1井門宇都宮ビル3階

家族全員で

月額 **980**円



申し込みは
こちら

当組合ホームページ

栃木県市町村職員共済組合

検索